

令和7年8月豪雨及び令和8年熊本地震により被災した
生徒に対する令和9年度受験料の免除について

被災した生徒への支援の一環として、熊本県内（当協会所属）の私立中学
高等学校においては、下記のとおり受験料を免除することとなりました。

記

○令和9年度の受験料を免除する学校

熊本県内の私立中学校（8校）・高等学校（21校）

○免除が受けられる対象生徒

保護者等の持ち家が被災し、半壊以上の罹災証明書の交付を受けた世帯
の生徒

※1. 受験料免除を受ける際は、罹災証明書（写しで可）の提出が必要になります。

※2. 今後、被災者生活再建支援法に基づく「長期避難世帯」の認定がなされる
場合は、当該認定に係る世帯の生徒も同様の取扱いとします。

※3. WEB出願システムにおける免除の手続きについては、直接、当該の中学校
・高等学校にお問い合わせください。

※4. ご不明な点等は、各私立中学高等学校か在籍する小学校又は中学校へお尋ね
ください。